参考資料
（復興（震災・原発事故）関連事業）

厚生労働省

原子力災害対応雇用支援事業

令和3年度予定額　制度要求
（令和2年度予算額 6.6億円）

資料1

趣　旨

○ 長引く原子力災害の影響により、依然として約3．7万人の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
○ 令和3年度以降も、住民の帰還が順次進捗し、帰還等を契機に、こうした避難者や被災後長期的に不安定な雇用状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるものの、被災12市町村においては事業所の地元再開率は31%と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
○ こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用・就業の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

◆事業内容
○事業開始可能期間：令和3年度末まで
○実施地域：原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体
○対象者：福島県被災求職者
①原子力災害発生により福島県に所在する事業所を離職した者
②発災時に福島県に居住していた者
のいずれかに該当し、かつ過去1年間に原子力災害被災12市町村で原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者
○雇用期間：1年以内

◆ 事業概要
○ 次の安定雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図る。

◆ 実施要件
○ 福島県又は原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体が実施する原子力災害由来の事業であって他の事業で措置できない事業であり、かつ既存事業の振替でない事業を対象とする。
○ 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
○ 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1／2以上。
○ 雇用期間終了後更新可

◆ 事例
○ 被災地域地場産品風評払拭PR業務
○ 公共施設等放射線測定業務
○ 被災児童・生徒のための送迎用スクールバスの添乗業務

≪事業スキーム≫

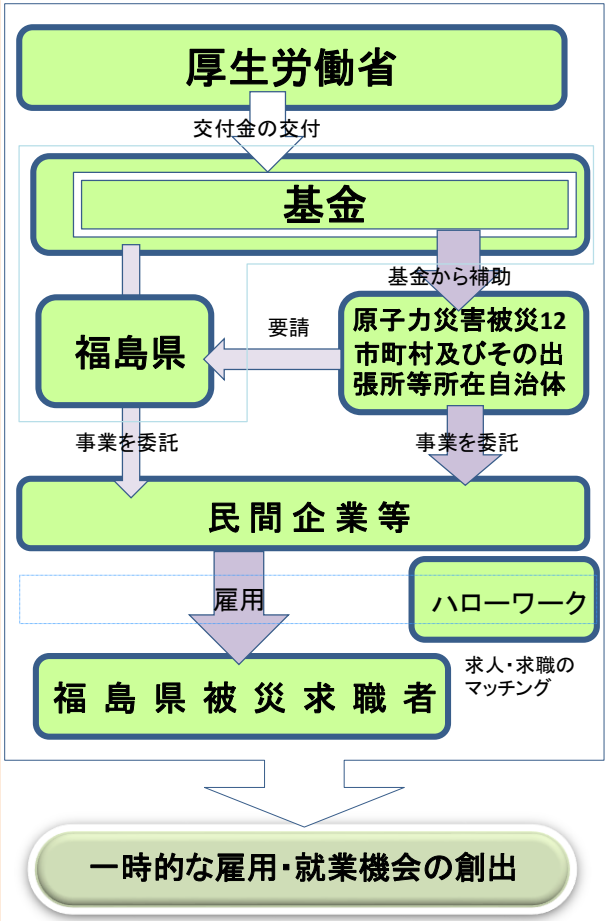

被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

資料2

○ 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。

① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

被災三県及び管内市町村等
【実施主体】

社会福祉協議会等

相談員の配置

被災者のニーズに応じた総合的な相談支援の実施

① 見守り・相談支援ネットワークの構築
→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。

② 被災者の見守り・相談支援
→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。

③ 相談員の活動のバックアップ
→ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。

④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組
→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。

⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援
→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。